

坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）に基づく  
坂戸市地域密着型サービス整備に関する基本方針

坂戸市福祉部高齢者福祉課

1 基本的な考え方

地域密着型サービスは、要支援者、要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、創設されたサービスである。

坂戸市では、高齢者が要支援、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図るため、坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）で定めた令和8年度までの整備目標に基づき、地域密着型サービスの整備を進めていくとともに、坂戸市関係条例、坂戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等、関係法令のほか、この基本方針に沿って進めていく。

2 共通方針

坂戸市関係条例、坂戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等、関係法令を踏まえ、利用者が認知症高齢者や要介護度の高い高齢者であることに鑑み、地域から孤立した運営が行われることなく、その人の尊厳が保たれ、能力を生かした適切なサービス提供体制を確保するとともに、サービスの一層の向上を図る観点から、次のとおりとする。

(1) 整備区域

可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を支えていくという地域密着型サービスの趣旨を尊重する。

(2) 家族・地域との交流機会の確保

地域密着型サービスの運営にあたっては、地域との交流機会の確保は不可欠である。開設にあたっては、地元自治会、近隣住民等に対する説明会を開催するなどして、同意が得られているものとする。また、ボランティアの受け入れ、関係機関との連携や具体的な地域との交流活動計画等があるなど、地域に開かれた運営であるものとする。

(3) 協力医療機関等との連携

地域密着型サービスでは、多職種との連携による健康管理、必要なときに適切な医療が受けられる体制、緊急時の対応及び感染症発生時の対応といった医療との関わりが重要であり、医療機関をはじめ、介護老人福祉施設などの介護保険施設との連携及び支援体制が確保されていることが重要であ

る。このことから、地域密着型サービスの運営にあたっては、協力医療機関等との連携が図られているものとする。

(4) 市との連携

事業者（法人又は病床を有する診療所を開設している者（看護小規模多機能型居宅介護サービスに限る））は、市への情報提供や各種事業の受託など、市との連携を図ることとし、第三者評価機関などによるサービス内容の情報公開について、積極的に対応するものとする。

(5) 個人情報保護の取組

事業者（法人又は病床を有する診療所を開設している者（看護小規模多機能型居宅介護サービスに限る））は、個人情報の取扱いにあたり、個人情報保護又は守秘義務に関する法令及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの規定を遵守し、従業員に対して個人情報保護に関する研修を実施するなどして、その徹底を図るものとする。

(6) 業務継続に向けた取組

地域密着型サービスの運営にあたっては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制の構築が不可欠であることから、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練（シミュレーション）を実施するものとする。

(7) 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止を図るため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、適切に推進するための担当者を定めるものとする。

(8) 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）等を実施するものとする。

(9) 介護現場の生産性の向上

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を実施するものとする。

3 サービス種別ごとの整備計画

サービス種別	方針
(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	1 事業所整備予定 (令和7年度中)

(介護予防) 認知症対応型通所介護	2 事業所整備予定 (令和7・8年度中)
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1 事業所整備予定 (令和8年度中)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 事業所公募予定 (令和8年度中)
夜間対応型訪問介護	整備予定なし
地域密着型通所介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	

#### 4 指定申請（事業所開設）までの流れ

##### (1) 市町村長指定期間の設定及び公募の設定

市町村長指定期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日に設定

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については公募の実施

市町村長指定期間のうち、各サービスに募集期間を設けて、選考基準を設定し、坂戸市地域密着型サービス事業者等選定委員会において、事業者を選定する

##### (2) 事業者の決定

↓坂戸市地域密着型サービス事業者等選定委員会の審議を経て決定

##### (3) 事業開設の準備

事業者は、地元への説明会・建築許可の申請、農地転用の申請等、事業開設に必要な準備

↓事業者は、事業開設時期を考慮に入れながら建築業者を決定

##### (4) 指定の申請

↓指定申請書により人員面・設備面・運営面を精査し、指定の要件を満たしていれば、地域密着型サービス事業者として指定

##### (5) 事業所開設

※(介護予防) 認知症対応型通所介護及び(介護予防) 認知症対応型共同生活介護については、坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)により、目標整備量を上限に指定を行う

5 事業所指定のスケジュール及び公募要領

各年度において公募する地域密着型サービスの詳細（応募期間等）については、別途「地域密着型サービス整備事業者公募要項」に定める。

6 適用

この基本方針は、令和6年度から令和8年度までの「坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」の期間中に適用する。